

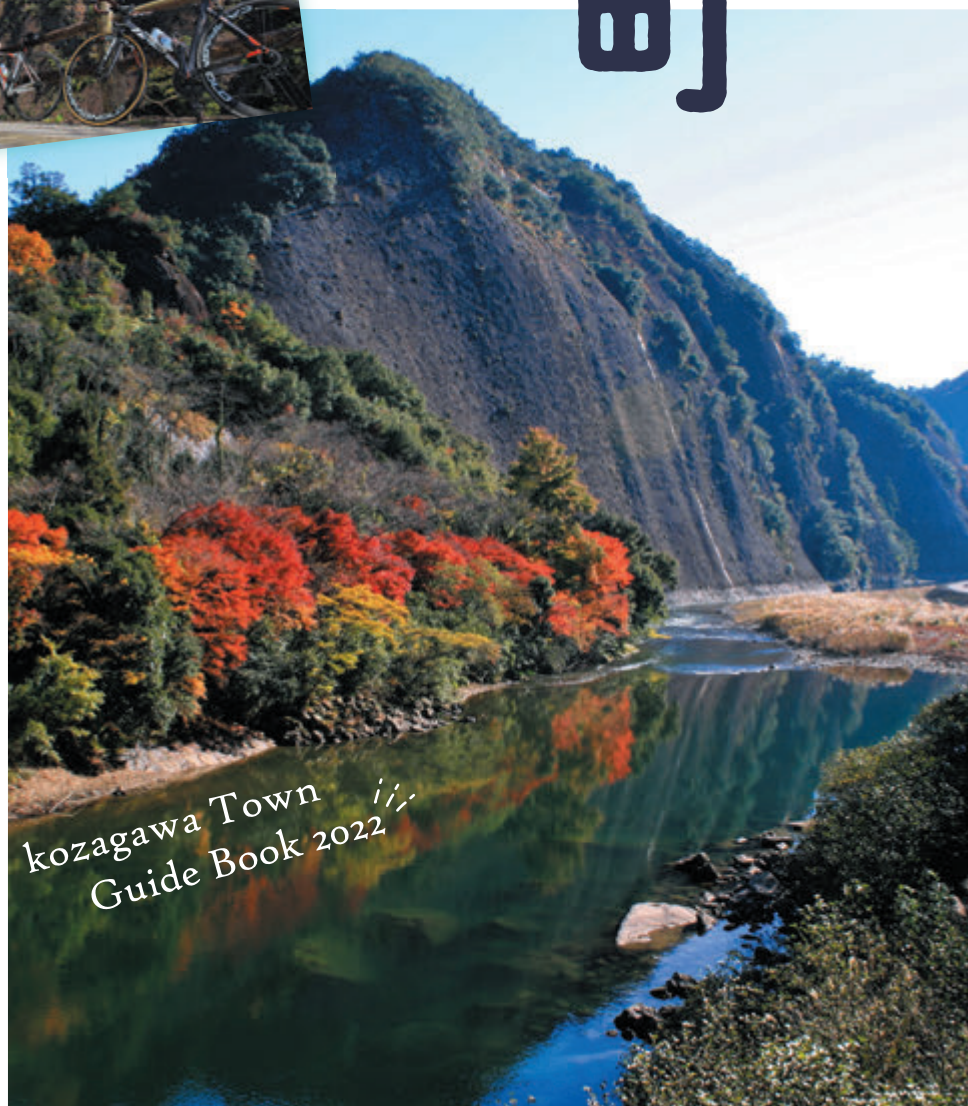
2022年保存版



古座川町

株式会社サイネックス

古座川町 暮らしの 便利帳



kozagawa Town
Guide Book 2022

	古座川町 ガイド	4
	防災	10
	届出・証明	13
	税金	16
	保険・年金	17
	福祉・健康	20
	子育て・教育	24
	生活・環境	28
	相談	31
	議会・選挙	32



古座川町
役場

〒649-4104
和歌山県東牟婁郡
古座川町高池673番の2

TEL 0735-72-0180 FAX 0735-72-1858

古座川町役場ホームページ

<http://www.town.kozagawa.wakayama.jp/>





お気軽にご相談ください。
土木・建築、無料お見積り致します。

株式会社 人見建設

代表取締役 人見健一

〒649-3503 和歌山県東牟婁郡串本町串本 1519-2
TEL 0735-62-7237 FAX 0735-62-6359

E-Mail hitomi33@zc.ztv.ne.jp

ごあいさつ



少女峰



十五体石仏群



峯ノ山の雲海



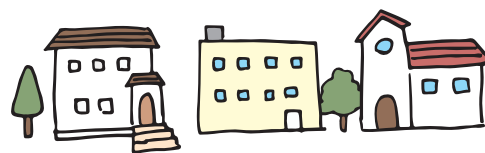
古座川町長
西前 啓市

古座川町は、昭和31年に「高池町」、「明神村」、「小川村」、「三尾川村」、「七川村」の5町村が合併して誕生しました。町の中央を清流古座川が流れ、町の面積294.23km²のうち、約96%が森林である、自然が豊かな町です。少子高齢化や産業の低迷など、厳しい状況にあります。町民の皆様が健やかで安心して暮らすことのできるまちづくりを目指し、一層の努力を重ねてまいります。

このたび、町民の皆様のご生活に役立てていただくため、株式会社サイネックスとの官民協働として、地元事業者の皆様のご協力をいただき、「古座川町 暮らしの便利帳」を作成しました。作成にあたり、ご協力賜りました皆様方に心から感謝申し上げます。

この便利帳では、町の制度や役場での各種手続きなどの行政情報のほか、子育てなどの暮らしに役立つ情報を一冊にまとめています。町民の皆様だけでなく、初めて古座川町に転入された方にもお使いいただけるものとなっております。皆様のお手元に置いていただき、ご活用いただけますと幸いです。

INDEX



ごあいさつ..... 1

古座川町ガイド..... 4

古座川町の概要..... 4
観光スポット..... 5
自然..... 6
古座川町暮らしマップ..... 8

防災..... 10

防災について..... 10
風水害対策について..... 10
AED設置場所(令和4年1月現在)..... 10
自主防災組織について..... 11
消防団について..... 11
避難情報等..... 12

届出・証明 13

届出..... 13
印鑑登録..... 14
マイナンバーカード交付申請..... 14
各種証明書発行(手数料)..... 15

税金..... 16

税金の種類・納期について 16

保険・年金 17

国民健康保険(国保)..... 17
後期高齢者医療制度..... 18
国民年金..... 19

福祉・健康 20

介護保険制度..... 20
要介護認定までの流れ..... 21
高齢者福祉..... 22
障害者福祉..... 22
生活保護..... 23
住民健診..... 23
成人の予防接種..... 23



広 告

売るのも買うのも実績豊富なエステート串本におまかせ！

- 早く空家・中古住宅を売りたい
- 不動産の分割で悩んでいる
- 遊休土地をなんとかしたい
- 住みがえを検討している



株式会社 和歌山県知事(1)第3847号

エステート串本

〒649-3503 和歌山県東牟婁郡串本町串本1855番地4

Tel. **0735-62-5180**

info@estate-kushimoto.jp
Fax. 0735-65-2103

エステート串本

不動産の査定をはじめ、
ご売却に関するご相談を
随時承っております。



UD FONT 見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

子育て・教育 24

- 子育て支援.....24
- 子どもの予防接種.....26
- 保育所・特別保育事業27

生活・環境 28

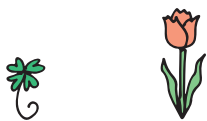
- ごみ.....28
- 犬の登録・狂犬病予防接種30

相談..... 31

- 各種相談.....31

議会・選挙 32

- 町議会の仕組み.....32
- 選挙権.....32



廣 告




土木工事業

見 瀬 組

古座川町直見399

TEL FAX 0735-78-0232

古座川町の概要

古座川町は、和歌山県南東部に位置し、東西19.5km、南北21.7km、面積294.23km²を有しています。町の最北にそびえる紀伊半島南部の最高峰、大塔山(標高1,121m)に源を発する古座川が町の中央を流れています。

町面積の約96%が森林で、温暖多雨な気候で樹木の育成に適しており、良質な古座川材の産地として古くから知られています。また、古座川流域は、豊かな観光資源にも恵まれており、清流古座川を中心にレクリエーション地として注目されています。



町章



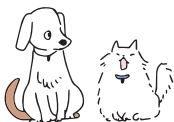
中央の「古」は益々雄飛する姿を表現したもので末広の形を示し、三本線は清流古座川を表したものです。



やまざくら クマノザクラ



町の花



すぎ



町の木

うぐいす



町の鳥



古座川町の人口と世帯数 (令和4年4月1日時点)

総人口	男	女	世帯数
2,478人	1,148人	1,330人	1,388世帯

まちづくりの行動目標

本町の将来像「豊かな心と生きがいを育むまち 古座川」を目指し、まちづくりの基本姿勢として、2つの柱を掲げています。

- 1 "きらりと光る"古座川
- 2 "町民とともに築く"古座川

さらに、その実現に向け、6つの町づくりの基本目標を掲げています。

- 1 田舎でも安心の福祉サービス
- 2 未来と過去をつなぐ教育
- 3 住みたい、住み続けたい生活環境
- 4 癒しと活力いっぱい古座川タウン
- 5 きよらかな環境を守るまち
- 6 郷土愛に満ちた相互扶助のまち



広告

家電

電気工事

オール電化

電気温水器

石油ボイラー

タカスタンダード・Lixil・TOTO

西田電気店

古座川町高池27-4

☎ 0735-72-1003

総合建設業



有限会社 東組

古座川町大川90番地

TEL 0735-75-0028

FAX 0735-75-0244

観光スポット



明神の潜水橋 (みょうじんのせんすいきょう)

高知県の四万十川「沈下橋」は全国的に有名ですが、古座川町明神地区にも同様の橋があり、増水時に水面下に隠れ、流木などによる橋の倒壊を少なくするように作られています。紀南地方で潜水橋が残っているのは富田川と古座川だけです。



瀧川寺の地蔵紅葉 (りょうせんじのじぞうもみじ)

田川地区にある瀧川寺(りょうせんじ)境内に祀られている地蔵さまにちなみ、「地蔵紅葉」として地元住民に親しまれてきました。高さ10m、幹回り2.9m、樹齢200年以上の大紅葉です。2001年に町の天然記念物に指定し、大切にされています。



光泉寺の大銀杏 (こうせんじのおおいちょう)

三尾川地区にある光泉寺の境内には、推定樹齢400年の大銀杏があります。高さ約30m、幹回り6mの大きさを持ち、町の天然記念物に指定しています。

春には新緑の息吹を感じさせ、夏には紫外線をさえぎる木陰を提供し、秋には黄金色の葉のじゅうたんで大地を彩ってくれます。



直見のハッチョウトンボ (めくみのはっちょうとんぼ)

直見地区大谷湿田には、世界最小のトンボ「ハッチョウトンボ」が生息しています。

1992年に直見地区の休耕田で確認され、町が自然保護区として買い取り、直見区民や住民団体が冬場の草刈りなどの保護活動をしています。2001年に町の天然記念物に指定。和歌山県では準絶滅危惧種に指定されています。

広告



家族葬・密葬・個人葬・直葬・一般葬・社葬まで

グレースホール串本

 **0120-920-470**

串本町串本2080-1 TEL 0735-62-7676(代)

本社 葬祭センター中本
古座川町高池37-6 TEL 0735-72-2398

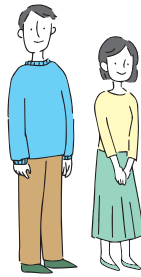


自然

自然の生命を映し出す クリスタル・リバー

大塔山を源に流れ下る約60kmにわたる古座川の流域は、四季折々の自然や奇岩・奇峰に彩られています。なかでも驚かされるのは、水の透明度の高さです。

川底まで透き通り、クリスタルリバーと呼ばれる古座川。川のはみさは川を包む森林の豊かさにその秘密があります。水源地の大塔山は自然林が広く多様な動植物の宝庫として手厚く保護され、豊かな水源が守られているのです。



古座川町ガイド



一枚岩(いちまいいわ) 相瀬

相瀬地内にある国指定の天然記念物。高さ約100m、幅約500mの一枚の巨岩で、辺りの風物を圧して川淵からそそり立つ姿は重厚です。桜、セッコク、キジョウロウホトトギスなどの花が咲き、変化のある景観を楽しむことができ、夏はキャンプでにぎわいます。



虫喰岩(むしくいいわ) 池野山

池野山地内にある国指定の天然記念物。石英粗面岩の巨岩が風雨に浸食されて、虫に喰われたような無数の穴が岩全体に刻まれています。



牡丹岩(ぼたんいわ) 月野瀬

月野瀬地内にあり、岩肌が風化によって大小の穴で浮き彫りされ、その模様が牡丹の花に似ていることから名付けられました。

広告

創業 昭和16年

品・信・気

配

笑倍半情

ひとの心が潤う場所

もりとよ商店

古座川町高池八三一
電話 〇七三五一七二一〇二四

情緒あふれる
月野瀬が
癒やしを
もたらす。

海山川を味わえる、癒やしの旅館

月の瀬 ぼたん荘
BOTANSOU TSUKINOSE

☎0735-72-0376
古座川町月野瀬881-1

ぼたん荘 古座川町 検索



天柱岩(てんちゅうがん)
相瀬

古座川の間際から垂直にそびえ、まるで天まで届かんとする様は、雄大そのものです。



少女峰(しょうじょうほう)
月野瀬

月野瀬地内に位置し、静かな川面に映る岩峰は圧巻です。駐車場が設けられており夏は川遊びに来る人で賑わいます。



滝ノ拝(たきのはい)
小川

支流小川にあり、川床すべてが床岩で大小さまざまな奇形の岩穴があり、中央に滝があります。夏には滝壺に鮎が密集し、それを素針にてかけるのに連日釣り人でにぎわいます。この大小の岩穴は「ポットホール」と呼ばれ、川床などのくぼみに石が入り込み、水流により回転しながらくぼみ部分を削っていくことで円形の穴が出来たものです。毎年7月頃には、滝の岸壁にポウズハゼやヨシノボリがよじ登る光景を観察することができます。



まぼろしの滝(まぼろしのたき)
栃の川上流

古座川には数え切れないほどの大小様々な滝があり、その中でも最も落差の高い物が、「まぼろしの滝」です。那智の大瀧より米俵1俵低いから「まぼろしの日本一」と言われています。国土地理院地図にも「まぼろしの滝」で標記されています。



植魚の滝(うえのおのたき)
大塔山

大塔山に源を発した古座川の上流にある水量豊かな滝で、断崖を落下する水は、途中の滝壺に落ちて淵となり、更に落下して二段の滝を形成しています。徒歩10分程度離れた場所にはハリオの滝もあります。



神水瀑(しんすいばく)
一雨

一雨地内にある柳小谷に懸かる落差15mの滝です。「神水爆」の看板から5分ほど歩いた先に観えてきます。

広告

**しろありの予防・駆除
のことならお任せください!**

床下点検・見積もり・相談 **無料!** 安心の**5年保証!!** 女性スタッフ **常駐!**

山伸しろあり

古座川町月野瀬604
まずはお気軽に **0735-67-7708**
お問い合わせください <http://yamashin-shiroari.com/>

 **松栄建設株式会社**

古座川町洞尾60
TEL 0735-75-0335
FAX 0735-75-0124

古座川町暮らしマップ



古座川町ガイド

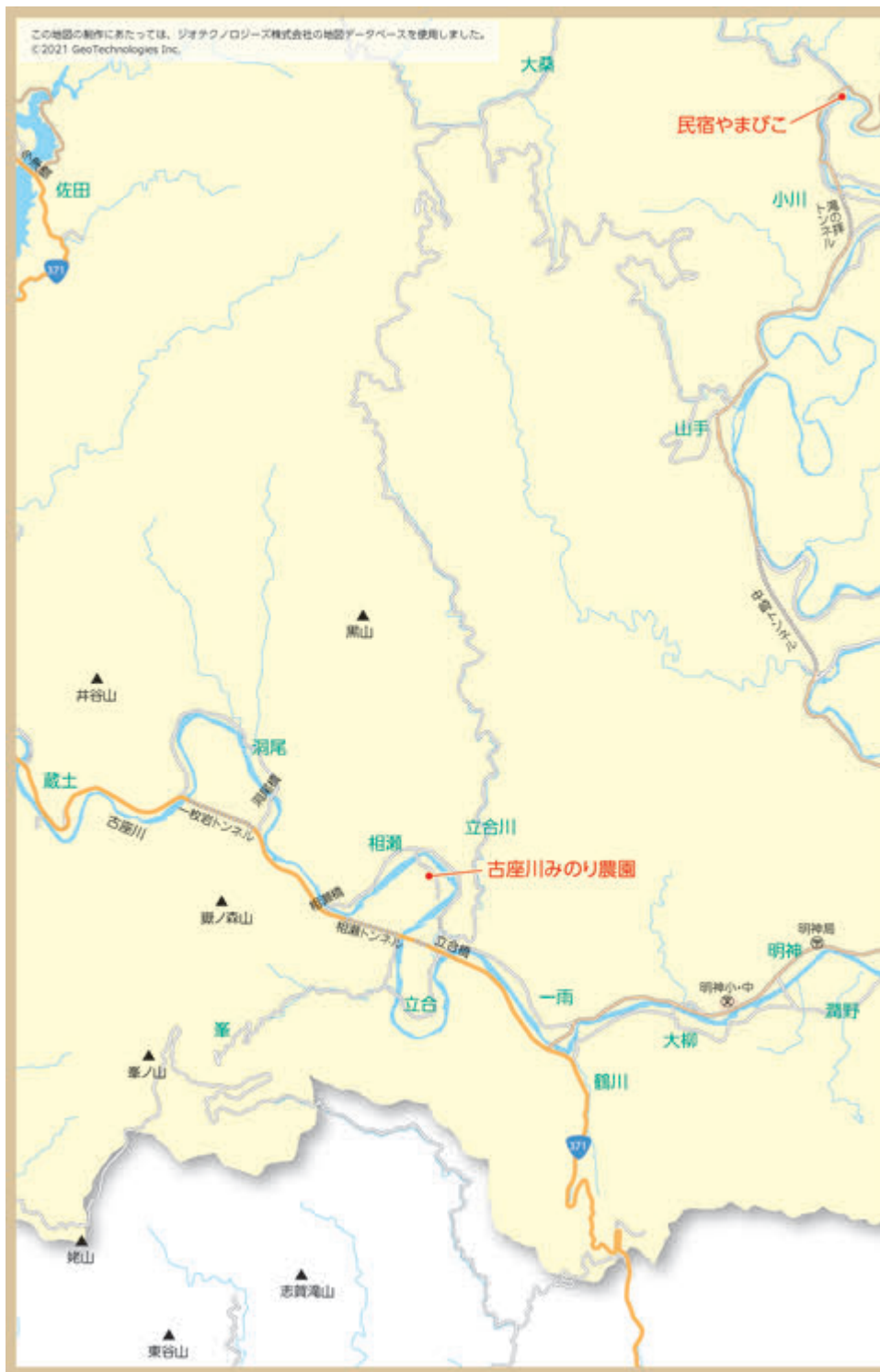
家族葬・密葬・個人葬・直葬
一般葬・社葬まで

グレースホール串本

☎ 0120-920-470
串本町串本2080-1 TEL 0735-62-7676(代)
本社 葬祭センター中本
古座川町高池37-6 TEL 0735-72-2398

しろありの予防・駆除
スズメバチ駆除
山伸しろあり

古座川町月野瀬604
まずはお気軽にお問い合わせください
☎0735-67-7708
<http://yamashin-shiroari.com/>



南紀清流古座川支流 小川

体験泊、滞在泊、一棟貸
ご相談下さい。

民宿 やまびこ
らなぎ

昼らなぎ営業 11:00~14:00

御予約はお電話で! **TEL 0735-79-0002**
古座川町小川809-1 <http://www.za.ztv.ne.jp/t9sn2ujs/>



地図のページに関しましては、該当ページに広告をご掲載いただきました施設の情報のみ表示しています。

※ここは有料広告掲載ページです



創業 昭和16年

品・信・気

酒配

笑倍半情

もりとよ商店

古座川町高池八三ー一
電話〇七三五一七二一〇〇二四

Salon de iwaki

サロン・ド・イワキ

完全予約制
アイラッシュ
ラッシュリフト
アイブロウ
フェイシャル

携帯 090-7757-6504
LINE id mado9030

草刈

させていただきます！
30年間草刈やっていますので、何でもご相談ください！

休耕田も
乗用草刈機なら
早くキレイに！

◎個人様
自宅まわり
畑、空き地、休耕田

◎法人様
公園、空き地、林道、町道、県道等
の草刈事業の下請

※[2級土木施工管理技士][2級造園施工管理技士] 資格アリ

古座川みのり農園 代表 前田 稔
【住所】和歌山県東牟婁郡古座川町相瀬 67-2
【電話】0735-70-0690



古座川町ガイド





防災



公式サイトで
詳細情報を
すぐにチェック!



防災について

問 総務課 ☎72-0180

災害のとき、避難場所を決めておきましょう。

災害は、突然襲ってきます。どんなときにも、あわてずにすむよう、日ごろから家族や地域の人達と話し合っておくことが大切です。地震や洪水、土砂災害、大火災など、災害によって避難する場所が違ってきます。

「どんな時期に、どんな災害が起こったら、どこを通過してどこに逃げるか。」

こんなことを家族で、職場や地域の中で話し合ひましょう。そうした話し合いの中で、防災意識を高めてゆくことが防災対策のスタートです。

風水害対策について

問 総務課 ☎72-0180

台風などにより風水害の発生する時季は、事前の対策や、テレビ・ラジオなどからの気象情報を集めるなど十分に警戒し風水害に備えましょう。

- 台風や豪雨により発生が予測される災害
急傾斜地などのがけ崩れ、地すべり、土石流、河川の氾濫による洪水
- ダム放流について
台風や豪雨のとき、七川ダムの放流を行うことがあります。
放流前に、七川ダム管理事務所及び役場から放送でお知らせします。水位が上昇しますので、十分注意してください。
- 点検して処置しておきましょう
窓ガラス…ひび割れ、窓枠のがたつき、雨戸を閉める(飛来物への対応)
ブロック塀…ひび割れ、破損、亀裂
雨どい…枯れ葉や砂が詰まっていないかチェック
その他…プロパンガスのボンベは固定されていますか? 家の周りの飛ばされそうなものの取り込みも必要です。

AED設置場所(令和4年1月現在)

突然心臓が止まるのは、心室細動(心臓のブルブルという不規則な震え=心臓のポンプ機能を失っている状態)という致命的不整脈のことが多いようです。この不規則な心臓の震えを取り除かなければ、規則正しい心臓の動きを取り戻せません。

- AEDとは…心室細動という致命的不整脈を電気ショック(除細動)により取り除く機器のことです。(止まってしまった心臓を動かす機器ではありません)

施設の名称	施設の所在地	設置場所
古座川町役場	高池673-2	玄関
古座川町津波避難総合センター	高池261-1	玄関
古座川町中央公民館	高池777	玄関
古座川町民体育館	高池770	玄関
高池小学校	高池746	玄関
古座中学校	高池139	玄関

広告

給排水衛生設備・合併浄化槽工事 } 設計施工
システムバス・キッチン・石油ボイラ等器具 }
一般土木工事

森水道工事店

和歌山県東牟婁郡古座川町高池77
TEL(0735)72-2461
FAX(0735)72-2451
自宅(0735)72-3363

一般工作加工・溶接・鉄工全般



坂本工業

古座川町月野瀬690-1

TEL:090-4564-2880
FAX:0735-72-3255



施設の名称	施設の所在地	設置場所
道の駅虫喰岩	池野山705-1	玄関
ぼたん荘	月野瀬881-1	事務室
古座川町国民健康保険明神診療所	川口254-1	玄関
明神小学校	一雨41	玄関
明神中学校	一雨16	玄関
道の駅一枚岩	相瀬290-2	玄関
小川総合センター	小川774-1	玄関
道の駅瀧之拜太郎	小川774	玄関
三尾川生活改善センター	三尾川943	玄関
三尾川小学校	三尾川935	玄関
七川総合センター(ふるさと)	下露351-2	玄関
古座川町国民健康保険七川診療所	下露376	診察室
		処置室

※曜日・時間帯によっては使用できない場合もあります。

自主防災組織について

問 総務課 ☎72-0180

自主防災組織とは、地域住民が互いに協力・連携し、地域の安全を守るため、地区等で自主的に結成する組織のことです。

①災害時の役割

その時の状況に応じ、地域によって最適な災害対策を迅速に行います。
(避難支援、初期消火、応急手当、避難所の運営、情報の収集・伝達など)

②平常時の役割

災害による被害を想定した予防的活動を行います。
(防災訓練、防災資機材の整備、地域の災害危険個所の把握など)



自主防災組織の活動支援

町では、自主防災組織の結成を推進し、活動を支援しています。防災資機材の整備や避難訓練における補助金の支給などを行っています。詳しくは総務課までお問い合わせください。

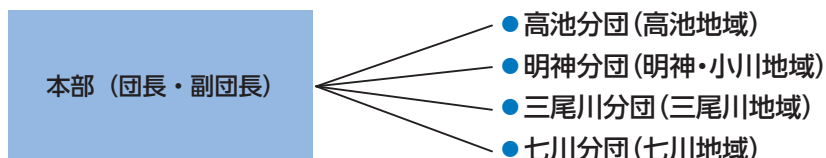
消防団について

問 総務課 ☎72-0180

古座川町では、消防団員を募集しています。

消防団は、消防本部や消防署と同様に、消防組織法に基づき市町村に設置される消防機関です。地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担います。

消防団の主な活動内容は、消防活動、風水害時の避難誘導、訓練、年末警戒、出初式、防火啓発などです。また、女性の消防団員は、火災時の後方支援として交通整理や、一人暮らし高齢者宅への防火訪問などの活動を行っています。地域に消防団員がいらっしやると思いますので、お気軽に声をかけてみてください。



避難情報等

災害情報

災害時には、町より各種情報を提供します。また、皆さんからの情報も速やかにお知らせください。

知人や友人の安否情報「災害用伝言ダイヤル171」

大規模な災害が発生した際に、被災地の方々が録音した安否情報を、その他の地域の親戚や友人などが「災害用伝言ダイヤルセンター」を通じて再生することができます。伝言の録音・再生は被災地の方々の自宅の電話番号、公衆電話、携帯電話・PHS(共に一部事業者を除く)を使って行います。利用にあたっての事前の契約などは不要です。

1 7 1 をダイヤルし、ガイダンスに従ってください。

非常持出品

いざという時のため、普段から非常持出品を用意し、リュックサックなどに入れておきましょう。

- 非常食品3日分
- 水(目安3ℓ/日1人)
- 救急用品
- 衣類・タオル・マスク・ウェットティッシュ・衛生用品など
- ラジオ・懐中電灯
- オムツなどの生活用品
- 現金・通帳
- 免許証や健康保険証のコピー



防災メール

防災に関する情報を携帯電話やパソコンのメールで受け取ることができます。詳細は和歌山県ホームページをご覧ください。

- 携帯電話で右のQRコードを読み取るか、下記の登録用アドレスを直接入力し、空メールを送信してください。

regist@bousai.pref.wakayama.lg.jp

登録専用QRコード



避難情報(警戒レベル)

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等
5	災害発生または切迫	命の危険 直ちに安全確保!	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保

~~~~~ 警戒レベル4までに必ず避難! ~~~~~

|   |              |                |                              |
|---|--------------|----------------|------------------------------|
| 4 | 災害のおそれ高い     | 危険な場所から全員避難    | ひなんしじ<br><b>避難指示</b>         |
| 3 | 災害のおそれあり     | 危険な場所から高齢者等は避難 | <b>高齢者等避難</b>                |
| 2 | 気象状況悪化       | 自らの避難行動を確認     | <b>大雨・洪水・高潮注意報<br/>(気象庁)</b> |
| 1 | 今後気象状況悪化のおそれ | 災害への心構えを高める    | <b>早期注意情報(気象庁)</b>           |





# 届出・証明



公式サイトで  
詳細情報を  
すぐにチェック!



## 届出

問 住民生活課 ☎72-0180

### 戸籍の届出

| 出生届           |                      | お持ちいただくもの                                                                   |
|---------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 生まれた日を含め14日以内 |                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 出生証明書</li> <li>● 母子健康手帳</li> </ul> |
| 届出人           | 生まれた子の父または母          |                                                                             |
| 届出地           | 届出人の現在地(住所地)、本籍地、出生地 |                                                                             |

| 婚姻届          |              | お持ちいただくもの                                                                                                                                    |
|--------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受理した日に効力を生じる |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 婚姻届書</li> <li>● 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)</li> <li>● 届出人の本人確認ができる書類</li> <li>● マイナンバーカード(個人番号カード)</li> </ul> |
| 届出人          | 夫・妻になる方      |                                                                                                                                              |
| 届出地          | 現在地(住所地)、本籍地 |                                                                                                                                              |

| 離婚届          |              | お持ちいただくもの                                                                                                                                    |
|--------------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受理した日に効力を生じる |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 離婚届書</li> <li>● 戸籍謄本(本籍地が町外の方のみ)</li> <li>● 届出人の本人確認ができる書類</li> <li>● マイナンバーカード(個人番号カード)</li> </ul> |
| 届出人          | 夫・妻          |                                                                                                                                              |
| 届出地          | 現在地(住所地)、本籍地 |                                                                                                                                              |

| 死亡届               |                          | お持ちいただくもの       |
|-------------------|--------------------------|-----------------|
| 死亡したことを知った日から7日以内 |                          | ● 死亡診断書または死体検案書 |
| 届出人               | 親族、後見人など                 |                 |
| 届出地               | 届出人の現在地(住所地)、死亡者の本籍地、死亡地 |                 |

### 住民登録の届出

| 転入届           |                       | お持ちいただくもの                                                                                                                                           |
|---------------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住み始めた日から14日以内 |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 転出証明書</li> <li>● 届出人の本人確認ができる書類</li> <li>● 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書</li> <li>● マイナンバーカード(個人番号カード)</li> </ul> |
| 届出人           | 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要) |                                                                                                                                                     |
| 届出地           | 住民生活課、保健福祉センター、各出張所   |                                                                                                                                                     |

| 転出届                  |                       | お持ちいただくもの        |
|----------------------|-----------------------|------------------|
| あらかじめまたは転出した日から14日以内 |                       | ● 届出人の本人確認ができる書類 |
| 届出人                  | 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要) |                  |
| 届出地                  | 住民生活課、保健福祉センター、各出張所   |                  |

| 転居届          |                       | お持ちいただくもの                                                                                                                          |
|--------------|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 転居した日から14日以内 |                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 届出人の本人確認ができる書類</li> <li>● 外国籍の方は在留カードまたは特別永住者証明書</li> <li>● マイナンバーカード(個人番号カード)</li> </ul> |
| 届出人          | 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要) |                                                                                                                                    |
| 届出地          | 住民生活課、保健福祉センター、各出張所   |                                                                                                                                    |

| 世帯変更届        |                       | お持ちいただくもの        |
|--------------|-----------------------|------------------|
| 変更した日から14日以内 |                       | ● 届出人の本人確認ができる書類 |
| 届出人          | 本人、同一世帯の方、代理人(委任状が必要) |                  |
| 届出地          | 住民生活課、保健福祉センター、各出張所   |                  |



届出・証明

広 告

「農」と「食」と「地域」を守る。  
—やっばりJA、もっとJAへ—

**JAみくまの**  
Mikuma

本 所 TEL(0735)52-0793  
 営農経済センター TEL(0735)57-0301  
 西 向 支 所 TEL(0735)72-0079  
 西 向 農 機 駐 在 TEL(0735)72-0695

**A-COOP**  
 Aコープこぞ TEL(0735)72-1338

セレモニホール なち  
 JA 葬 祭 (葬祭センター)  
 ☎0120-527-203

車検・新車・中古車販売・修理・钣金

— 認証車検工場 —

**池田モータース**

古座川町高池334

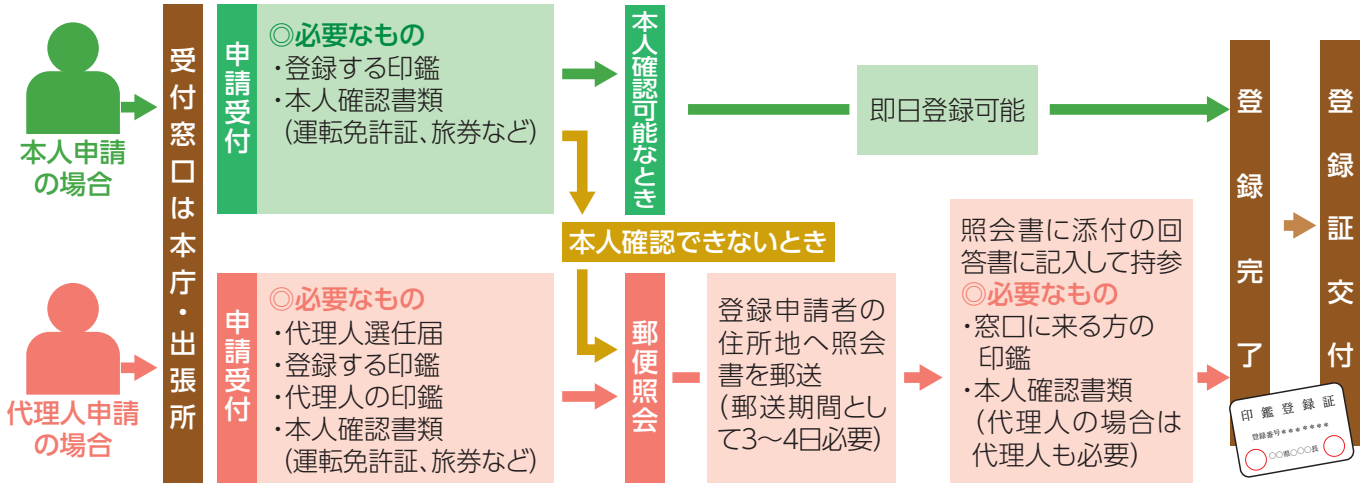
TEL FAX **0735-72-0361**

誰でも登録できるの？

原則満15歳以上で住民登録をされている方が、一人につき1本だけ登録できます。転出すると失効します。



印鑑登録の流れ



届出・証明

マイナンバーカード交付申請

問 マイナンバーコールセンター(全国共通ナビダイヤル) ☎0570-20-0178

マイナンバーは一つとして同じ番号はなく、一人一人が固有の番号を持つことで、行政の効率化や国民の利便性の向上を図るものです。また、身分証明をはじめ、さまざまなことに利用できる「個人番号カード」が申請により交付されます。申請には様々な方法があります。

| 申請方法            |                                                                                          |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 郵送による申請         | ①個人番号カード交付申請書に必要事項を記入<br>②送付用封筒に入れて郵便ポストに投函                                              |
| パソコンによる申請       | ①デジタルカメラで顔写真を撮影し、パソコンに保存<br>②交付申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力し、顔写真データを添付して送信                    |
| スマートフォンによる申請    | ①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影<br>②交付申請書のQRコードを利用して交付申請用WEBサイトにアクセスし、必要事項を入力し、顔写真データを添付して送信         |
| まちなかの証明写真機からの申請 | ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選び、料金を投入して、交付申請書のQRコードをバーコードリーダーでスキャン<br>②案内に従って必要事項を入力し、顔写真を撮影して送信 |

個人番号カード

イメージ(表)

イメージ(裏)

広告

古座川の畔に佇むお宿  
**やまさき屋**

- 宿泊
- ちょっと贅沢なランチ

古座川町高池225番地  
ご予約は ☎0735-72-0070  
<https://yamasakiya.co/>

フスマ新調・張替 障子の張替

**岩屋表具店**

古座川町明神150  
TEL・FAX 0735-78-0277



交付時に必要な書類－本人確認書類－

窓口では、個人情報の保護を徹底するため、交付申請時に本人確認を実施しています。  
ご理解とご協力をお願いします。

|         | 分類1(写真付き)                                                                                                                                     | 分類2                                                                                           | 分類3                                                                                                                |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 証明書類の名称 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●運転免許証</li> <li>●旅券(パスポート)</li> <li>●国または地方公共団体の機関が発行した免許証など</li> <li>●マイナンバーカード(個人番号カード)など</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●各健康保険被保険者証</li> <li>●国民年金手帳</li> <li>●年金証書</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●学生証</li> <li>●法人発行の身分証書</li> <li>●分類1以外の国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書</li> </ul> |
|         | 上記のうち1点で確認                                                                                                                                    | 上記のうち2点以上で確認                                                                                  | 上記の証明書のみでは不可。分類2との組み合わせで確認                                                                                         |

(有効期限内で住所が記載されているものは住民登録されている住所)

戸籍・住民票関係の発行

| 証明書の種類       | 手数料     | 申請に必要なもの・注意事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住民票          | 1通 200円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●本人の場合</li> <li>・本人確認書類</li> <li>●代理人の場合</li> <li>・委任状</li> <li>・代理人の本人確認書類</li> </ul> <p>※本籍地の市区町村で発行します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●戸籍に記載されている方などによる請求…請求事由不要</li> <li>●第三者請求…請求事由必要</li> <li>・委任状が必要になります。</li> <li>・必要に応じて資料の提供や説明を求めます。</li> </ul> |
| 住民票記載事項証明書   | 1通 200円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 戸籍全部・個人事項証明書 | 1通 450円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 除籍全部・個人事項証明書 | 1通 750円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 改製原戸籍謄・抄本    | 1通 750円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 戸籍記載事項証明書    | 1通 350円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 戸籍の附票        | 1通 200円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 身分証明書        | 1通 200円 | <ul style="list-style-type: none"> <li>●本人の場合</li> <li>・本人確認書類</li> <li>●代理人の場合</li> <li>・委任状</li> <li>・代理人の本人確認書類</li> </ul> <p>※本籍地の市区町村で発行します。</p>                                                                                                                                                           |
| 改葬許可書        |         | ●申請者の本人確認書類                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

税関係の証明書の発行

|       | 証明書の種類      | 手数料     | 申請に必要なもの・注意事項       |
|-------|-------------|---------|---------------------|
| 住民税   | 所得証明書       | 1通 200円 | 所得金額の証明             |
|       | 課税証明書       | 1通 200円 | 所得金額、所得控除及び税額の証明    |
|       | 非課税証明書      | 1通 200円 | 住民税が課税されていない証明      |
| 固定資産税 | 評価証明書       | 1通 200円 | 資産の評価額の証明           |
|       | 公課証明書       | 1通 200円 | 課税標準額、税相当額の証明       |
|       | 名寄台帳記載事項証明書 | 1通 200円 | 納税義務者の資産の一覧         |
|       | 住宅用家屋証明書    | 1通 200円 | 登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明 |
| 納税    | 納税証明書       | 1通 200円 | 納められた税額の証明          |
|       | 車検用納税証明     |         | 軽自動車税の滞納がないことの証明    |



届出・証明



# 税金



公式サイトで  
詳細情報を  
すぐにチェック!



## 住みよい環境のもとで生活するために、町税の果たす役割は重要です。

皆さんに納めていただく町税は、福祉、教育、土木工事など町のさまざまな「行政サービス」の向上を図るための財源として重要な役割を果たしています。

### 税金の種類・納期について

問 住民生活課 ☎72-0180

| 税金の種類   | 納税義務者                                                                                                  | 納期                |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|
|         |                                                                                                        | 4月                | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 町民税     | 町が行政サービスを提供するために必要な費用を、町民の皆さんに負担していただく税金です<br>1月1日現在、町内に住所を有し、前年中に一定額以上の所得があった方                        |                   |    | 1期 |    | 2期 |    | 3期  |     |     | 4期 |    |    |
|         |                                                                                                        | 給与からの特別徴収：毎月      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
|         |                                                                                                        | 公的年金からの特別徴収：年金支給月 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 固定資産税   | 固定資産の価格をもとに算定される税額を、その固定資産の所在する市町村が課税する税金です<br>1月1日現在、町内に土地、家屋または償却資産を所有する方                            |                   | 1期 |    | 2期 |    | 3期 |     |     | 4期  |    |    |    |
| 軽自動車税   | 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（農耕作業用を含む）を所有する方<br>4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（農耕作業用を含む）を所有する方 |                   | 全期 |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 国民健康保険税 | 国民健康保険に要する費用に充てることを目的とします<br>世帯を単位とし、世帯主が納税義務者になります                                                    |                   |    | 1期 | 2期 | 3期 | 4期 | 5期  | 6期  | 7期  | 8期 | 9期 |    |
|         |                                                                                                        | 公的年金からの特別徴収：年金支給月 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |
| 町たばこ税   | たばこの消費に対してかかります<br>製造たばこの売り渡しなどをした卸売販売業者など                                                             | 毎月                |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |

税金

### 国税・県税についてのお問合せは

| 項目                          | 問合せ先    |               |
|-----------------------------|---------|---------------|
| 県税について（法人県民税、不動産取得税、自動車税など） | 紀南県税事務所 | ☎0739-26-7908 |
| 国税について（所得税、相続税、贈与税など）       | 新宮税務署   | ☎0735-22-5261 |

### 税に関する証明が必要なとき

各種証明書の請求の際には、必ず窓口に来られる方の本人確認できるものをお持ちください。

▶ 税に関する証明・閲覧・手数料などについて…P15

広告

給排水衛生設備 一般土木  
汚水浄化装置 設計施工・各種ポンプ

## (有)泉水道工業

串本町古座1035-11  
☎72-2508(事務所)  
☎72-0536(自宅)

各種新車中古車販売  
買取・修理  
钣金・塗装

## Mレーシング

串本町串本2086  
TEL FAX 0735-67-7474  
携帯 090-8880-6921





# 保険・年金



公式サイトで  
詳細情報を  
すぐにチェック!



## 国民健康保険(国保)とは

会社などの各種健康保険に加入されていない方が不意の病気やけがをしたとき、治療費などの経済的な負担を少しでも軽くするため、日ごろ健康なときから加入者みんなでお互いに保険料を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度です。

## 国民健康保険(国保)

問 住生活課 ☎72-0180

### こんなときは届出を

国民健康保険に加入するとき、脱退するときは、住生活課または最寄りの出張所へ14日以内に届出をしてください。

| 「こんなとき」具体例    |                              | 必要なもの                              |
|---------------|------------------------------|------------------------------------|
| 国民健康保険に加入するとき | 他市区町村から転入したとき                | ●印鑑 ●転出証明書(転入手続きをしてください)           |
|               | 職場の健康保険をやめたとき(退職時・任意継続保険脱退時) | ●印鑑 ●職場の健康保険をやめた証明書                |
| 国民健康保険を脱退するとき | 他市区町村へ転出するとき                 | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証                   |
|               | 職場の健康保険に加入したとき               | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証<br>●加入した健康保険の保険者証 |
| その他           | 国民健康保険被保険者証を紛失したとき           | ●印鑑 ●本人確認できるもの(運転免許証など)            |
|               | 就学により別に住所を定めたとき              | ●印鑑 ●国民健康保険被保険者証<br>●在学証明書など       |

※届出の際は、身分証明書(運転免許証など)をお持ちください。

## 国民健康保険税

### 納税義務者

国民健康保険税の納税義務者は、世帯主となっています。世帯主が、後期高齢者医療制度(75歳以上)の対象者の場合や、被用者保険(社会保険や共済組合等)に加入していても、世帯員が国民健康保険に加入している場合は、擬制世帯主として国民健康保険税を負担していただくこととなっています。

### ⚠ 保険税を滞納すると

有効期限の短い「短期被保険者証」や、医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されます。また、国保の給付が差し止められたり、滞納分へ繰り入れられます。



保  
険  
・  
年  
金

廣 告

建設コンサルタント登録 建 01 第8220号

**菅根測量株式会社**

●測 量 ●土木設計  
●ドローン ●土地調査

■本 社 田辺市新万25番33号  
TEL 0739-26-7620

■串本支店 串本町串本2123番地コーポN  
TEL 0735-67-7580

<https://www.sugane.com/>

信頼 Trust 安心 Relieved 成長 Growth

総合保険代理店  
有限会社 串本寿 KOTOBUKI

営業案内

自動車保険 火災保険 傷害保険 積立保険 定期保険  
終身保険 養老保険 医療保険 がん保険 その他新種

営業時間 9:00~18:00(日、祝)

お気軽にお立ち寄りください。

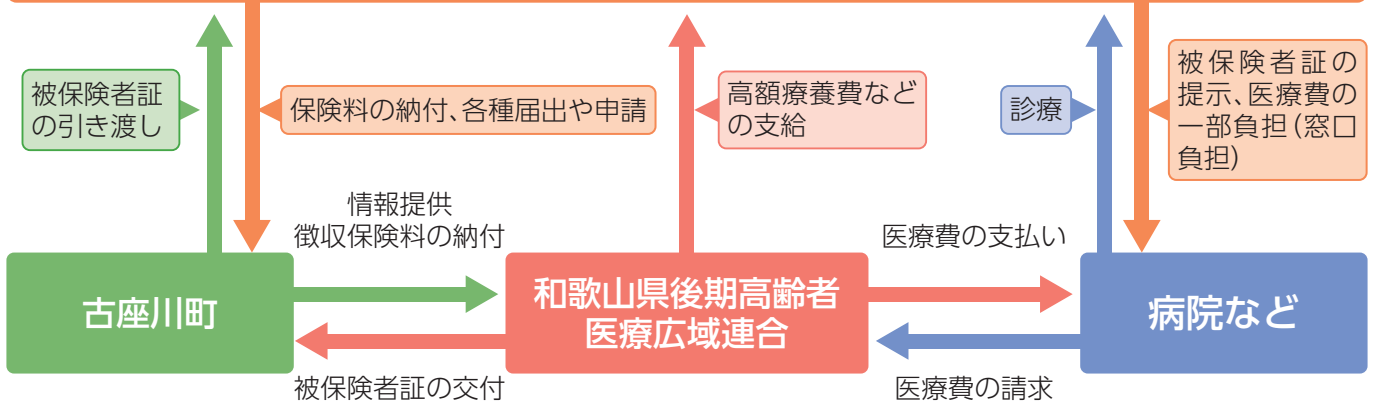
串本町串本2354-2 TEL.0735-62-2629  
代表 和田 俊一 営業 和田将晃 内務 地濱 依里子

制度の仕組み

被保険者(和歌山県内に居住の方)



- 75歳以上の方  
75歳の誕生日から加入します。加入手続きは必要ありません。
- 65歳以上75歳未満の一定程度の障がいがある方で、申請により広域連合の障害認定を受けた方  
認定を受けた日から加入します。障害認定により、後期高齢者医療制度への加入を希望される場合は、手続きが必要です。また、認定後いつでも将来に向かって撤回することができます。



後期高齢者医療制度の運営は、和歌山県内の全ての市町村が加入する「和歌山県後期高齢者医療広域連合」が行います。

被保険者証

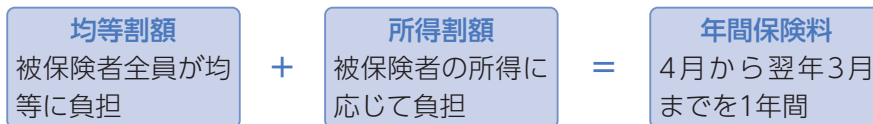
- 被保険者証は、原則として郵送でお届けします
- 被保険者証は、1人につき1枚
- 毎年7月1日付けで更新(定期更新)
- 医療機関にかかるときは必ず提示

⚠有効期限内に、一部負担金の割合や住所など記載事項に変更があった場合は、新しい被保険者証を交付しますので、変更前の証を町の担当窓口まで必ず返却してください。

| 75歳になられる方                        | 障害認定の方                                                                                  | 住所異動された方                                              | 定期更新                                   |
|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 75歳の誕生日の前月にお届けします。誕生日から使用してください。 | 認定後速やかにお届けします。後期高齢者医療制度に加入される前に使用されていた被保険者証などの処分については、交付元の市区町村国民健康保険担当課や健保組合などにご確認ください。 | 住所異動手続きの2週間前後にお届けします。それまでに受診予定のある方は、町の担当窓口までお申し出ください。 | 毎年7月中旬にお届けします。新しい被保険者証は7月1日から使用してください。 |

保険料の決め方

保険料は個人ごとに計算され、被保険者一人一人に、負担能力(所得)に応じて公平に納めていただきます。



年度途中で加入された場合は、加入月分から計算され、年度途中で資格を喪失された場合の喪失月分は計算されません。


※均等割額と所得割額は2年ごとに見直しが行われます。



国民年金とは


国民年金制度は、老後の生活や、思わぬ病気やけがで障がい者となったり、一家の働き手を失ったときなどに、年金により経済的な援助をすることで生活を安定させるための制度です。

国民年金加入者



**第1号**  
被保険者


- 自営業者
- 自由業者
- 農林漁業従事者
- 学生



**第2号**  
被保険者

厚生年金や共済組合に加入している方

- 会社員
- 公務員




**第3号**  
被保険者

第2号被保険者の被扶養配偶者

- 会社員の妻(夫)
- 公務員の妻(夫)

第1号被保険者の保険料は性別、年齢、所得、地域などに関係なく**全国一律**です!

第2号、第3号被保険者は、厚生年金保険料や共済組合掛金の一部が国民年金制度に支払われます。



国民年金の給付と種類

|                 |        |                                                                            |
|-----------------|--------|----------------------------------------------------------------------------|
| 基礎年金            | 老齢基礎年金 | 国民年金保険料の納付(免除も含む)期間が10年以上ある方が、65歳になったときから受けられる年金です。                        |
|                 | 障害基礎年金 | 国民年金加入中または20歳前に、初診日のある病気やけがで障がい者になった方が受けられる年金です。*受給する要件を満たしている必要があります。     |
|                 | 遺族基礎年金 | 国民年金加入者や老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したとき、生計を維持されていた子のいる配偶者または子が受けられる年金です。        |
| 第1号被保険者に対する独自給付 | 付加年金   | 付加保険料を上乗せして納めた場合は、加算された年金額を受けられます。                                         |
|                 | 寡婦年金   | 老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、老齢・障害基礎年金を受けことなく死亡したとき、婚姻期間10年以上ある妻に60歳から65歳まで支給されます。 |
|                 | 死亡一時金  | 保険料を36ヵ月以上納めた方が、老齢・障害基礎年金のいずれも受けずに死亡し、その家族が遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。          |

国民年金基金

第1号被保険者で国民年金に加入している方には、サラリーマンのような厚生年金基金などの上乗せがありません。そこで、その差を埋めるためにできた公的な年金制度が「国民年金基金」です。国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者が加入できます。

こんなときは届出を

日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方は、全員が加入します。

|            | 「こんなとき」具体例                                 | 必要なもの                            | 期間           |
|------------|--------------------------------------------|----------------------------------|--------------|
| 加入するとき     | 20歳になったとき<br>(厚生年金の加入者は除く)                 |                                  |              |
| 加入しているとき   | 住所の変更(転入時)                                 |                                  | 14日以内        |
|            | 厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者でなくなったとき<br>会社などを退職したとき | ● 扶養抹消年月日がわかる書類など<br>● 退職日のわかる書類 |              |
|            | 年金を受けようとするとき                               | ● 住民票、戸籍謄本など                     | 受給対象になったとき   |
| 年金を受けているとき | 引き続き年金を受けようとするとき<br>(住民票コードが確認できている方は不要)   | ● 受給者現況届                         | 誕生月または指定された日 |
|            | 年金を受けていた方が死亡したとき                           | ● 国民年金証書 ● 戸籍謄本など                | 14日以内        |
|            | 住所・氏名の変更                                   | ● 国民年金証書                         |              |

保険料の免除制度があります

経済的理由で保険料の納付が困難な場合は、全額、4分の3、半額、4分の1で免除する制度があります。まずは申請を!

| 学生納付特例制度                      | 納付猶予制度                           |
|-------------------------------|----------------------------------|
| 学生については、在学中の保険料を後で納めることができます。 | 50歳未満の方については、保険料の納付を猶予する制度があります。 |



保険・年金



## 介護保険制度

問 健康福祉課 ☎67-7112

### みんなで支えあう制度です

介護保険制度は、市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上の皆さんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったとき、費用の一部を支払ってサービスを利用できる仕組みです。

#### 介護保険に加入する方(被保険者)

介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。

- 保険料を納めます。
- サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
- サービスを利用し、利用料を支払います。

第1号  
被保険者  
**65歳以上の方**

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要になったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

年金が年額18万円以上

年金が年額18万円未満など

#### 特別徴収

年金の定期支払いの際、保険料が天引きされます。

#### 普通徴収

送付される納付書にもとづき、保険料を個別に納めます。

第2号  
被保険者  
**40歳以上  
65歳未満の方**

第2号被保険者は、老化が原因とされる病気(特定疾病)により介護や支援が必要となったとき、市区町村の認定を受け、サービスを利用できます。

加入している医療保険の保険料に  
上乗せして納めます。

#### 市区町村(保険者)

介護保険制度の運営は、市区町村が行います。

- 制度の運営
- 要介護認定
- 被保険者証の交付
- サービスの確保と整備

要介護認定の申請・  
保険料の納付

被保険者証の交付・  
要介護認定

#### 地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点として、設置されています。

- 介護予防ケアマネジメント
- 総合的な相談・支援
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止
- ケアマネジャーへの支援

社会福祉士



主任ケアマネジャー

保健師など

介護報酬の支払い

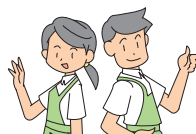
#### サービス事業者

利用者に合ったサービスを提供します。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などが提供
- 在宅サービスや施設サービス、地域密着型サービスを提供

サービスの提供

利用料の支払い



広告



## 社会福祉法人 高瀬会

### 高瀬会高齢者総合ケアセンター

特別養護老人ホーム

古座川園

老人保健施設

あじさい苑

・通所リハビリテーション(デイケア)



在宅複合型施設

グリーンヴィレッジ古座川

・ショートステイ

・高瀬会訪問看護ステーション

・高瀬会訪問介護ステーション

・南紀ケアプランセンター

・高瀬会配食サービス

高瀬会デイサービスセンター

グループホーム

もみの樹

古座川町高齢者生活福祉センター

ささゆり

南紀ケアプランセンター串本

たかせ会記念診療所

古座川町高瀬353

TEL 0735-72-3600 FAX 0735-72-3356

高瀬会

検索



# 要介護認定までの流れ

問 健康福祉課 ☎67-7112

サービスを利用するためには、市区町村に申請して「介護や支援が必要である」と認定されることが必要です。

## 認定の申請



健康福祉課に認定の申請をしてください。申請は、本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、またはケアマネジャーなどに代行してもらうこともできます。

### 申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
  - 介護保険被保険者証
  - 健康保険被保険者証（第2号被保険者の場合）
- 申請書には主治医の氏名、医療機関名などを記入します。主治医がない場合は窓口にご相談ください。

## 調査と審査



### 訪問調査

認定調査員がご自宅や病院へ訪問し調査します。

### 主治医の意見書

医師から介護を必要とする原因疾患などについての記載を受けます。

### 審査・判断

調査票の基本調査、主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で「要介護度」を判定します。

## 認定結果



要介護度は8段階によって区分されます。要介護度により、サービスの種類・利用上限が変わります。

介護サービス  
(介護給付)

居宅介護支援事業所に依頼

介護予防サービス  
(予防給付)

地域包括支援センターに依頼

介護予防・日常生活支援総合事業  
(地域支援事業)

地域包括支援センターに相談

広告



## 社会福祉法人 高瀬会

### 高瀬会高齢者総合ケアセンター

地域密着型バーデンライフ・ケアセンター 湯ごりの郷



- ・ケアハウス「湯ごりの郷」
- ・グループホーム「湯ごりの郷」
- ・デイサービスセンター「湯ごりの郷」
- ・小規模多機能ハウス「湯ごりの郷」

- ・ふれあいサロン「ゆかし庵」
- ・高瀬会第2訪問介護ステーション
- ・南紀ケアプランセンター那智勝浦
- ・「湯ごりの郷」配食サービス

古座川町高瀬353

**TEL 0735-72-3600 FAX 0735-72-3356**

高瀬会 [検索](#)



福祉・健康

## 高齢者福祉

問 健康福祉課 ☎67-7112

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、地域包括支援センターでは介護予防対策として高齢者の状態に応じた介護サービスなど、さまざまなサービスを提供しています。

### 地域包括支援センター

問 地域包括支援センター ☎67-7611

#### 総合相談

高齢者の介護、健康、暮らしにかかわる心配や相談、問題に対応します。

#### 介護予防地域支援事業

- 認知症カフェ
- 和歌山シニアエクササイズ、いきいき百歳体操を地区で自主開催

#### 介護予防支援

要支援者を対象に介護予防ケアプランを作成します。

#### 権利擁護

高齢者の虐待に関する相談や金銭管理、成年後見人制度の紹介を行っています。

#### 包括的・継続的ケアマネジメント

適切なサービスの提供と住みやすい地域づくりを支援します。

これからもこの街で暮らしていきたい



## 障害者福祉

問 健康福祉課 ☎67-7112

### 障害のある方の福祉サービス

障害福祉サービスは、障害者手帳をお持ちの方が対象のサービスです。手帳の取得については、健康福祉課へ。

#### 身体障害者手帳

身体の機能障害の種類や程度により1級から6級までの等級があります。また、移動の困難さに応じて第1種と第2種の区分があります。

#### 療育手帳

知的な障害があり、県の機関で一定の基準に該当すると認められた場合に交付されます。障がい程度の区分はA1、A2、B1、B2があります。

#### 精神障害者保健福祉手帳

精神障害のために長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方に交付されます。程度により1級から3級までの等級があります。

#### こんな時は届出を！

- 住所、氏名、保護者が変わったとき
- 手帳を紛失、破損したとき
- 障害程度が変わったとき(再申請により障害等級が変更することがあります)
- 本人が死亡したとき

### 各手当

障害のある方及び障害のある児童を家庭で監護している方に、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当が支給されます。各手当の支給を受けるためには、申請が必要です。

#### その他の日常生活支援等

- 日常生活用具の給付等
- 補装具費の支給
- 住宅改修費の助成
- 自動車改造の助成
- 手話通訳者等の派遣
- 成年後見制度利用支援事業

— 告 白 —

米・酒・塩・雑貨・衣類・たばこ

日下商店

古座川町高池678-1 古座川町役場前

TEL 0735-72-3380

## 生活保護

問 健康福祉課 ☎67-7112

病気・失業などのために、日常生活が困難となり、資産・多種援助制度などを活用しても最低限度の生活を維持することができない世帯に、健康で文化的な生活ができるよう援助を行うとともに、その自立を助長することを目的としています。

|                                                                  |                           |                                   |                                      |                              |
|------------------------------------------------------------------|---------------------------|-----------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|
| 希望する世帯の方<br>生活保護を申請<br>健康福祉課が調査<br>ケースワーカーが調査<br>生活保護開始<br>保護の内容 | <b>生活扶助</b><br>衣食など暮らしの費用 | <b>住宅扶助</b><br>家賃など住まいの費用(ローンを除く) | <b>教育扶助</b><br>義務教育に必要な費用(教科書、学用品など) | <b>医療扶助</b><br>診療や治療費、薬代など   |
|                                                                  | <b>出産扶助</b><br>出産に伴う費用    | <b>生業扶助</b><br>手に職をつける、仕事に就くための費用 | <b>葬祭扶助</b><br>葬祭のための費用              | <b>介護扶助</b><br>介護を必要とするときの費用 |

## 住民健診

問 健康福祉課 ☎67-7112

古座川町の住民健診は、個別健診と集団健診の2通りの方法で行います。受診できる健診項目が異なりますので、ご注意ください。

個別健診

毎年7月～12月ごろに、近隣の医療機関で実施します。

集団健診

毎年5月～6月ごろに、町内の特設会場を巡回して実施します。

| 健診項目     | 対象者                          | 検査内容                                                                            | 個別健診 | 集団健診 |
|----------|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------|------|
| 特定健診     | 40歳～74歳の国保加入者<br>75歳以上の後期加入者 | 身長・体重・腹囲・血圧測定、血液検査(脂質・肝機能・腎機能・血糖)・尿検査、診察<br>※医師が必要と認めた場合は、貧血検査・心電図検査・眼底検査があります。 | ○    | ○    |
| 肝炎ウイルス検査 | 40歳以上で今まで検査を受けたことがない方        | 血液検査(B型・C型肝炎ウイルス検査)                                                             | ×    | ○    |
| 大腸がん検診   | 40歳以上の方                      | 便潜血検査                                                                           | ○    | ○    |
| 胃がん検診    | 50歳以上の方<br>※2年に1回            | 胃部X線撮影(バリウム)、<br>胃内視鏡検査(※個別健診のみ)                                                | ○    | ○    |
| 肺がん検診    | 40歳以上の方                      | 胸部X線撮影・希望により喀痰検査<br>●65歳以上の方は、結核検診も合わせて行います。                                    | ○    | ○    |
| 前立腺がん検診  | 50歳以上の男性                     | 血液検査(PSA)                                                                       | ×    | ○    |
| 子宮頸がん検診  | 20歳以上の女性<br>※2年に1回           | 視診・子宮頸部細胞診                                                                      | ○    | ○    |
| 乳がん検診    | 40歳以上の女性<br>※2年に1回           | 乳房X線撮影(マンモグラフィ)                                                                 | ○    | ○    |
| 歯周病検診    | 40歳、50歳、60歳、70歳の方            | 歯科検診・歯科相談                                                                       | ○    | ×    |

## 成人の予防接種

問 健康福祉課 ☎67-7112

町では、下記の予防接種の費用助成事業を実施しています。対象者には、広報や個別通知でお知らせします。

### 定期予防接種

- 高齢者肺炎球菌予防接種
- インフルエンザ予防接種
- 風しん第5期予防接種

広告

社会福祉法人  
**和歌山県福祉事業団**  
Wakayama Social Welfare Corporation

障害者就労移行支援事業所  
うどんとうなぎの **古座川**  
**ぎやらりーこざがわ**  
(アートギャラリー)

〒649-4122 東牟婁郡串本町西向字カジャ谷78-1  
**TEL 0735-67-7317**  
<https://www.wfj.or.jp>



脳神経外科・内科・整形外科  
リハビリテーション科

**こしみちクリニック**

| 診療時間            | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日・祝 |
|-----------------|---|---|---|---|---|---|-----|
| 午前診 9:00～12:00  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | / | /   |
| 午後診 15:00～18:00 | ○ | ○ | ○ | / | ○ | / | /   |

串本町鬮野川1356-4  
**☎0735-67-7785**



福祉・健康





## 子育て支援

### 手当・助成など

#### 古座川町子育て世代包括支援センター

☎ 健康福祉課 ☎67-7112

妊娠・出産・子育てに関するさまざまな相談に応じ、古座川町で安心して過ごせるよう切れ目のない支援を行います。

| 時期   | 事業                  | 内容                                                                                         |
|------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 妊娠前  | 風疹ワクチン接種費用の助成       | 19歳以上50歳未満の妊娠を希望する女性と妊婦さんの夫に対して接種費用を全額助成します。                                               |
|      | 不妊治療費助成             | 治療に要した費用の一部を助成します。                                                                         |
| 妊娠期  | 妊娠届出・母子健康手帳交付       | 保健師が妊婦さんと面接し、体調や不安な事がないかなどのお話を伺います。                                                        |
|      | 妊娠健康診査受診補助券         | 妊婦健診にかかる費用を補助します。                                                                          |
|      | マタニティ教室<br>(個別通知あり) | 妊婦さんにご家族を対象に、安心して妊娠期を過ごし出産を迎えていただくための教室です。                                                 |
| 出産後  | 新生児・乳児・産婦訪問         | 赤ちゃんが生まれたらすべてのお宅に保健師が訪問します。赤ちゃんや産婦さんの健康状態や育児へのアドバイス、健診、予防接種の説明をさせていただきます。                  |
|      | 新生児聴覚検査費助成          | 出産した医療機関で行う聴覚検査にかかる費用を助成します。                                                               |
| 子育て期 | 乳幼児健診(個別通知あり)       | 乳児健診(3~4ヶ月、10~11ヶ月)・1歳半・2歳半・3歳半児健診を同時実施しています。                                              |
|      | 離乳食指導               | 乳幼児健診時に管理栄養士が離乳食・食事等についての助言を行います。                                                          |
|      | 歯科診察・保健指導           | 1歳半・2歳半・3歳半児健診時に歯科医師・歯科衛生士による診察と指導を行っています。                                                 |
|      | 定期予防接種(個別通知あり)      | 医療機関での個別接種を実施しています。必要書類(問診票等)は新生児訪問時等にお届けします。                                              |
|      | 親子交流会               | 月1回、「古座川町地域子育て支援センター(のびのびひろば)」を中心に開催している未就園児の教室です。遊びを通して仲間づくりをし、子どもの社会性を伸ばす1つの機会にと開催しています。 |
|      | 子どもの発達相談            | 発達相談員による個別の相談支援です。(年2回、個別案内、要予約)                                                           |

— 告 告 —

一般建築材

新築・リフォーム・DIY

一般の方も気軽にお問い合わせください!

## 有限会社池田製材所

久保 明  
太嘉志

TEL FAX **0735-72-0013**

古座川町池野山169-2



## 子ども医療費助成制度

問 住民生活課 ☎72-0180

0歳～18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している方の、保険適用分の医療費が助成されます。

### 助成内容

申請書を提出し承認されると、子ども医療費受給者証が交付されます。この受給者証の提示により県内での受診については支払いが免除されます。県外で受診した場合は領収書があれば保険適用分を住民生活課で返還できます。返還期限は支払い月から5年未満です。

### 必要な書類

- 健康保険証(対象となる子ども)
- 印鑑
- 保護者名義の通帳

## 出産育児一時金

問 住民生活課 ☎72-0180

出産育児一時金は、**出産された方**が出産時に加入している健康保険から支給されます。

### 国民健康保険に加入されている方

出産一時金として408,000円を支給します。(医療機関が産科医療補償制度に加入しているとプラス12,000円)原則として、医療機関への高額の出産費用を直接支払わなくてもよくなる「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」となります。

### ⚠ 国民健康保険以外の保険に加入の方

国民健康保険以外の健康保険でも、同様の制度があります。詳しくは勤務先または加入している健康保険へお問い合わせください。

## 子育て支援出産祝金

問 教育委員会 ☎72-3344

お子さまの誕生を祝福して健やかな成長を願い、子育て家庭の経済的負担を軽減することを目的として、子育て支援出産祝金を支給します。

### 支給対象者

出産の以後、引き続き2年以上、古座川町内に住所を有する意思があり、かつ、出産したお子さまと現に居住している父又は母

### 支給金額

|       |          |
|-------|----------|
| 第1子   | 50,000円  |
| 第2子   | 100,000円 |
| 第3子以降 | 300,000円 |

## 在宅育児支援事業給付金

問 教育委員会 ☎72-3344

生後2か月を超え、満1歳に満たない多子世帯(子どもが2人以上いる世帯)の乳児を家庭で養育する方に、月額30,000円(最大10か月)を支給します。

### 対象となる乳児

生後2か月を超え、満1歳に満たないお子さまで、

- 同一世帯の第3子(所得制限なし)
- 同一世帯の第2子(所得制限あり)

### 支給対象者

- 古座川町内に住所を有する児童手当等の受給者であること
- 職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していないこと
- 乳児を保育所等に入所させていないこと など

## 子育て支援センター

問 教育委員会 ☎72-3344

子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、就園前の子どもと保護者の集いの場となる施設です。お気軽にご利用ください。

| 名称      | 所在地     | 電話番号     |
|---------|---------|----------|
| のびのびひろば | 高池777番地 | ☎72-3344 |

## 子育て短期支援事業

問 教育委員会 ☎72-3344

児童を養育している家庭の保護者が疾病などの社会的な事由によって、家庭での児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童養護施設などで一時的に養育します。



赤ちゃんがお母さんからもらった免疫(病気に対する抵抗力)は、生後3カ月くらいから自然に失われていきます。さまざまな感染症から赤ちゃんを守るために、予防接種について正しい知識をもち、時期を守って受けましょう。

## 定期予防接種

- ヒブワクチン
- 日本脳炎
- 小児用肺炎球菌
- 二種混合(ジフテリア・破傷風)
- 四種混合(百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ)
- 子宮頸がん
- BCG(結核)
- B型肝炎
- 麻しん・風しん混合(MR)
- ロタウイルス
- 水痘

※医療機関(協力医療機関)での個別接種になります。  
 ※対象者に、新生児訪問時に必要書類(問診票等)をお渡しします。  
 ※転入された方は、子育て世代包括支援センターまでお問い合わせください。  
 ※法改正などがある場合、広報、個別通知でお知らせします。

## 任意予防接種

- 小児インフルエンザ



子育て・教育

## 公衆衛生の豆知識



出典: 首相官邸ホームページ「正しい手の洗い方」  
 (https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html) より加工・編集して作成

### 正しい手の洗い方

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

手洗いの前に ・爪は短く切っておきましょう。・時計や指輪は外しておきましょう。

- 1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります
- 2 手の甲をのばすようにこすります
- 3 指先・爪の間に念入りにこすります
- 4 指の間を洗います
- 5 親指と手のひらをねじり洗います
- 6 手首も忘れずに洗います

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。



保育所の入所について

対象者

小学校就学前の乳幼児で、保護者及び同居の親族などが家庭で保育できない場合

●乳児の受入体制

10  
か月

生後10か月～

1  
年

生後1年～

保育料

町の補助により無償(給食費も同じ)

入所申込

●新年度(4月)からの入所

11月ごろにホームページや広報紙などでお知らせします。

●年度の途中入所

教育委員会までお問い合わせください。

| 保育所名      | 住所         | 問合せ先     | 入所  |          | 特別保育事業                     |
|-----------|------------|----------|-----|----------|----------------------------|
|           |            |          | 定員  | 受入       |                            |
| 高池保育所     | 池野山120番地の2 | ☎72-0644 | 60人 | 10<br>か月 | 平日<br>延長 土曜<br>延長 一時<br>保育 |
| 三尾川へき地保育所 | 三尾川945番地   | ☎75-0126 | 30人 | 1<br>年   |                            |

特別保育事業

|        | 平日<br>延長 土曜<br>延長 延長保育(高池保育所)                          | 一時<br>保育 一時保育(高池保育所)                                           |
|--------|--------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 対象者    | 現に保育所に入所している児童のうち、保護者の勤務時間や通勤時間のため、通常の保育時間を超えて保育が必要な児童 | 町内に住民登録している満1歳6か月以上で保育所に入所していない児童                              |
| 利用日・時間 | 〈保育所の開所日〉<br>【平日】7:30～19:00<br>【土曜】7:30～16:30          | ●月に8日間を限度として保護者が短期間就労や通院・入院など一時的に家庭で保育できない場合<br>【平日】9:00～16:00 |
| 料金     | 町民無料                                                   |                                                                |

学童保育所

保護者が仕事などの理由により、放課後帰宅しても保護者が家庭にいない小学校在籍児童の保育を行い、放課後における児童の安全の確保及び健全育成を図る場となる施設です。

●開所時間

平日 放課後～18:00

学校休業日 8:00～18:00

| 施設名      | 所在地     | 電話番号     | 定員  |
|----------|---------|----------|-----|
| 学童保育所きらり | 高池865番1 | ☎72-0622 | 40名 |





## ごみ

問 住民生活課 ☎72-0180

ごみは、ルールを守って出しましょう。

### 町が収集するごみ

| 区分                        | 種類                                                                                                                                                                                    | 出し方                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 燃えるごみ                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>●紙類 ティッシュペーパー、たばこの吸い殻、紙おむつ、生理用品など</li> <li>●草木類 剪定した少量の庭木など</li> <li>●廃食油 少量の廃食油など(多量の場合は、処理業者に依頼してください)</li> <li>●汚れのとれないラップ・ビニール類</li> </ul> | 指定ごみ袋に入れて出してください。生ごみはよく水切りし、新聞紙などに包んでください。廃食油は、固形状にするか新聞紙などにしみ込ませてください。庭木の剪定などの枝は、太さ7cm以下、長さ50cm以下に切ってください。                                                                                                    |
| 塩ビ<br>廃プラ類                | ●カップラーメンの容器、弁当の容器、プランター、バケツ、カセットテープ、ラップ、ビニール袋、シャンプー・洗剤の容器、お菓子・食品などの容器などのビニールやプラスチック類、トレイ(♻の表示以外のもの)                                                                                   | 透明もしくは半透明の袋に入れて出してください。なお、付属している可燃物や金属類は取り除いてください。                                                                                                                                                             |
| 不燃ごみ<br>(陶器・ビン・ガラス類、鉄・缶類) | <ul style="list-style-type: none"> <li>●ビン類(活きビン・無色透明ビン・着色ビン)、ガラス類、缶類(アルミ缶・スチール缶)、スプレー缶、鉄鍋、釜、アルミホイル、針金、皿などの陶磁器類、炊飯器等の小型電気器具など</li> </ul> <p>※ コンテナに入らないものは直接、(有)柏木商店へ搬入してください。</p>    | <p>陶器・ビン・ガラス類と鉄・缶類に分かれます。それぞれの回収日にご注意の上、袋や紙にくるまず、直接コンテナに入れてください(乾電池は袋に入れてください)。付属している可燃物や廃プラスチック類は取り除いてください。</p> <p>缶、ビンは水ですすぎ、乾かしてください。ふたは必ず取り除いてください。活きビン(リターナブルビン)などは取扱業者の回収にご協力ください。スプレー缶は必ず穴をあけてください。</p> |
| 古紙類<br>(段ボール・新聞・雑誌)       | ●段ボール、本(雑誌・書籍)、紙パック、新聞紙とその他の紙類(広告類、コピー用紙など)                                                                                                                                           | <p>段ボール、本(雑誌・書籍)、紙パック、新聞紙とその他の紙類(広告類、コピー用紙など)に分け、束ねてひもでしばり出してください。</p> <p>段ボールの外形80cm以上のものは、それ以下に切断して、ひもを十文字にかけて出してください。</p> <p>紙パックは、水ですすぎ乾かし切り開いて束ねてひもでしばって出してください。</p>                                      |
| 発泡スチロール・トレイ               | ●♻マークの付いた発泡スチロール・トレイ                                                                                                                                                                  | ♻のマークの付いたものだけを選び、セロハンテープやラップ、紙などは必ず取り除き、洗って乾かして出してください。                                                                                                                                                        |



広告

浄化槽維持管理・浄化槽清掃

**(株)やぶね衛生舎**

串本町西向435

TEL 72-0293 FAX 72-1804

**古座川町シルバー人材センター**

シルバー人材センターでは毎月いろいろな依頼があります。田んぼや畑の草刈り、畑作業の手伝いやお墓の掃除、家屋の清掃や庭の草むしり等々。仕事の依頼や就業会員の登録など随意受付けておりますので、お気軽にお問合せください。

**各事業所様へ  
様々なお仕事も  
引き受けます!!  
シルバーにおまかせ下さい!!**

古座川町川口254番地1

**TEL: 0735-72-3719**

| 区分     | 種類                                                                                                                                                                                                                        | 出し方                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ペットボトル | ●♻️マークの付いたペットボトル                                                                                                                                                                                                          | 水ですすぎ、乾かして出してください。<br>※キャップ、ラベルは必ず取り外して、ビニール・廃プラスチック類として出してください。                                                                                                                                                                                                                                |
| 粗大ごみ   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●可燃物類の粗大ごみ<br/>木製の家具やふとんなど</li> <li>●プラスチックの類の粗大ごみ<br/>プラスチックの衣装ケースなど</li> <li>●ビン・ガラス類の粗大ごみ<br/>大型水槽など</li> <li>●金属類の粗大ごみ<br/>スチール製の棚やコンテナに入らない電化製品(家電リサイクル法適用製品などは除く)</li> </ul> | <p>可燃物類は、金具、ガラス、プラスチック類などをできるだけはずして宝嶋クリーンセンターへ搬入してください。10kgまで50円、以後10kgごとに50円増しです。搬入時間は8時30分～15時30分(第2・第4土曜日は12時00分まで)です。第1・第3・第5土曜日、日曜日、祝祭日は休業日です。</p> <p>その他粗大ごみは、役場住民生活課(0735-72-0180)に必ずご連絡いただき(連絡がない場合は有料となることがあります)柏木商店へ搬入してください。基本無料です。搬入時間は8時00分～12時00分及び13時00分～17時00分です。日曜日は休業日です。</p> |

## 町では収集できないごみ

### パソコン

メーカーに回収を依頼してください。メーカーが存在しない場合は一般社団法人パソコン3R推進協会へお問い合わせください。

### 家電リサイクル法(電気店等に引き取ってもらうもの)

●冷蔵庫・冷凍庫 ●洗濯機・衣類乾燥機 ●テレビ ●エアコン

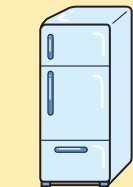
家電リサイクル法で規定されている上記特定家電製品を廃棄する場合…

- ①買い換えの場合は、新しい製品を買った店に引き取りを依頼して下さい。
- ②買い換えではなく以前その製品を買った店がわかっている場合は、以前買った店に引き取りを依頼して下さい。
- ③買い換えではなく以前買った店もわからない場合などは、電気店にご相談下さい。

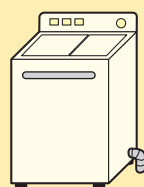
※メーカー等によって一部金額が異なります。電気店での引き取り料金は、下記処理料金+メーカー指定場所までの搬送料(品物により金額が異なります。)となります。

(注)③の場合、電気店によっては引き取りできない場合があります。その場合には役場住民生活課(0735-72-0180)までご連絡下さい。

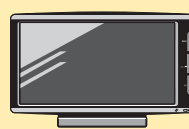
### 処理料金のめやす (内税)



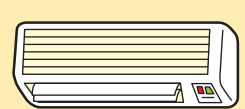
冷蔵庫・冷凍庫  
4,730円



洗濯機・衣類乾燥機  
2,530円



テレビ  
2,970円



エアコン  
990円

※メーカー等によって一部金額が異なります。



生活・環境

広 告

古座川町シルバー人材センター

# シルバー会員 募集中

古座川町川口254番地1

電話(0735)72-3719

## 草刈

休耕田も  
乗用草刈機なら  
早くキレイに!

させていただきます!  
30年間草刈やっていますので、何でもご相談ください!

◎個人様  
自宅まわり  
畑、空き地、休耕田

◎法人様  
公園、空き地、林道、町道、県道等  
の草刈事業の下請

※『2級土木施工管理技士』『2級造園施工管理技士』資格アリ

古座川みのり農園 代表 前田 稔  
【住所】和歌山県東牟婁郡古座川町相瀬 67-2  
【電話】0735-70-0690



ごみ収集予定表(地区別ごみ収集予定表)




| 収集地区                        | ごみの種類<br>燃えるごみ<br>(毎週) | 鉄・缶類  | 陶器・ビン<br>ガラス類 | 段ボール<br>新聞・雑誌 | 塩ビ<br>廃プラ類           | ペットボトル<br>発泡スチ・トレイ |
|-----------------------------|------------------------|-------|---------------|---------------|----------------------|--------------------|
| 高池下部                        | 月曜日<br>金曜日             | 第1火曜日 | 第4火曜日         | 第4土曜日         | 第1木曜日・第3木曜日<br>第5木曜日 | 第2土曜日              |
| 高池上部・池野山                    | 月曜日<br>金曜日             | 第3火曜日 | 第4火曜日         | 第4土曜日         | 第1木曜日・第3木曜日<br>第5木曜日 | 第2土曜日              |
| 楠                           | 月曜日                    | 第3火曜日 | 第4火曜日         | 第4土曜日         | 第1木曜日・第3木曜日<br>第5木曜日 | 第2土曜日              |
| 宇津木・月野瀬                     | 木曜日                    | 第3火曜日 | 第1金曜日         | 第3土曜日         | 第2月曜日・第4月曜日<br>第5月曜日 | 第3土曜日              |
| 高瀬・川口                       | 木曜日                    | 第4木曜日 | 第1金曜日         | 第3土曜日         | 第2月曜日・第4月曜日<br>第5月曜日 | 第3土曜日              |
| 直見・中崎・小川全地区                 | 木曜日                    | 第3金曜日 | 第1金曜日         | 第3土曜日         | 第1木曜日・第3木曜日<br>第5木曜日 | 第2土曜日              |
| 明神・一雨・大柳・鶴川・<br>立合・相瀬・立合川・峯 | 水曜日                    | 第4木曜日 | 第2金曜日         | 第2土曜日         | 第2月曜日・第4月曜日<br>第5月曜日 | 第3土曜日              |
| 潤野                          | 水曜日                    | 第4木曜日 | 第1金曜日         | 第2土曜日         | 第2月曜日・第4月曜日<br>第5月曜日 | 第3土曜日              |
| 明神小学校<br>明神中学校<br>明神団地      | 水曜日<br>金曜日             | 第4木曜日 | 第2金曜日         | 第2土曜日         | 第2月曜日・第4月曜日<br>第5月曜日 | 第3土曜日              |
| 三尾川全地区                      | 水曜日                    | 第2火曜日 | 第2金曜日         | 第2土曜日         | 第2月曜日・第4月曜日<br>第5月曜日 | 第3土曜日              |
| 添野川・平井                      | 火曜日                    | 第2木曜日 | 第3木曜日         | 第1土曜日         | 第2金曜日・第4金曜日<br>第5金曜日 | 第4土曜日              |
| 佐田・下露・西川・成川・<br>松根          | 火曜日                    | 第1木曜日 | 第3木曜日         | 第1土曜日         | 第2金曜日・第4金曜日<br>第5金曜日 | 第4土曜日              |

都合により、変更する場合があります。その場合は、町内放送等でご連絡いたします。

犬の登録・狂犬病予防接種

問 住民生活課 ☎72-0180

飼い犬の登録・狂犬病の予防接種・飼い犬の死亡届は、狂犬病予防法により義務付けられています。登録は犬の戸籍のようなものです。死亡の届出、登録事項変更の届出は必ず行ってください。

| 犬を飼ったら                                                                                                                                                              | 予防接種                                                                                                                                                                                                 | 犬が死亡したら                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>登録は犬の生涯に一度です<br/>生後90日を経過した日から</p>                                           |  <p>な91犬が生後<br/>つたら以上に</p> <p>年に1回<br/>(3月2日～翌年3月1日まで)<br/>予防注射を受けた場合、狂犬病予防注射済票交付の手続きをしなければ予防注射を受けたことにはなりません。</p> |  |
| <p>手続きができる場所</p>                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                      |                                                                                       |
| <p>1 古座川町役場 住民生活課</p> <p>2 狂犬病予防注射集団接種会場またはお近くの動物病院もしくは獣医師様(毎年4月～5月の間に実施)</p>                                                                                       | <p>1 狂犬病予防注射済票の交付には狂犬病予防注射済証明書が必要です。</p>                                                                                                                                                             | <p>古座川町役場 住民生活課</p>                                                                   |
| <p>登録を申請</p> <p>鑑札の交付</p> <p>登録手数料 3,000円</p>                                                                                                                       | <p>狂犬病予防注射</p> <p>狂犬病予防注射済票交付の手続き</p> <p>交付手数料 550円</p>                                                                                                                                              | <p>死亡届出書を提出</p> <p>必要なもの 鑑札・注射済票</p>                                                  |
| <p>飼い主が変わった・引っ越した<br/>登録事項の変更届出書を提出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●引っ越してきた場合は、以前の居住地の鑑札を窓口へ持ってきてください。</li> <li>●犬を譲る場合は、鑑札や注射済票も一緒に渡してください。</li> </ul> |                                                                                                                                                                                                      |                                                                                       |



生活・環境



# 相談

## 各種相談

| 相談の種類別  | 内容                                                               | 窓口                     |
|---------|------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 行政相談    | 行政相談員が、国に対する要望などを随時受け付け、担当機関に取り次いで解決を図ります。町の行政に対する要望なども受け付けています。 | 総務課<br>☎72-0180        |
| 税務相談    | 納期限内に納められないなど、納税に関する相談を受け付けます。                                   | 住民生活課<br>☎72-0180      |
| 人権相談    | 人権の侵害や差別で困ったとき、人権擁護委員などが随時相談に応じます。                               | 住民生活課<br>☎72-0180      |
| 高齢者総合相談 | 高齢者が、生活していく上で困ったことなどがあつたときの相談に応じます。                              | 地域包括支援センター<br>☎67-7611 |
| 消費生活相談  | 消費生活や多重債務に関する相談を受け付けます。                                          | 地域振興課<br>☎72-0180      |



相談

広告

ホームセキュリティから機械・常駐・雑踏・交通等、総合的な警備保障業務

**和歌山警備保障株式会社**  
Wakayama Security Company

■ 申本営業所  
〒649-4122 和歌山県東牟婁郡申本町西向283-1  
TEL.0735-67-7638 FAX.0735-67-7810

■ 本社  
〒640-8282 和歌山市出口甲賀丁50  
TEL.073-431-2900代 FAX.073-423-5823

■ 新宮営業所  
〒647-0045 和歌山県新宮市井の沢10-1  
JAみくまの新宮会館3階  
TEL.0735-21-3353 FAX.0735-21-1119

■ 田辺営業所  
〒646-0011 和歌山県田辺市新庄町211-1  
TEL.0739-24-3856 FAX.0739-22-8256

■ 尾鷲営業所  
〒519-3651 三重県尾鷲市末広町3-12  
TEL.0597-22-3083 FAX.0597-22-7431

《随時 警備員募集中 !!》

**スズメバチ駆除**  
のことなら  
お任せ  
ください!  
地域密着!

**山伸しろあり**

古座川町月野瀬604  
まずはお気軽に  
お問い合わせください

☎0735-67-7708

<http://yamashin-shiroari.com/>



# 議会・選挙



公式サイトで  
詳細情報を  
すぐにチェック!

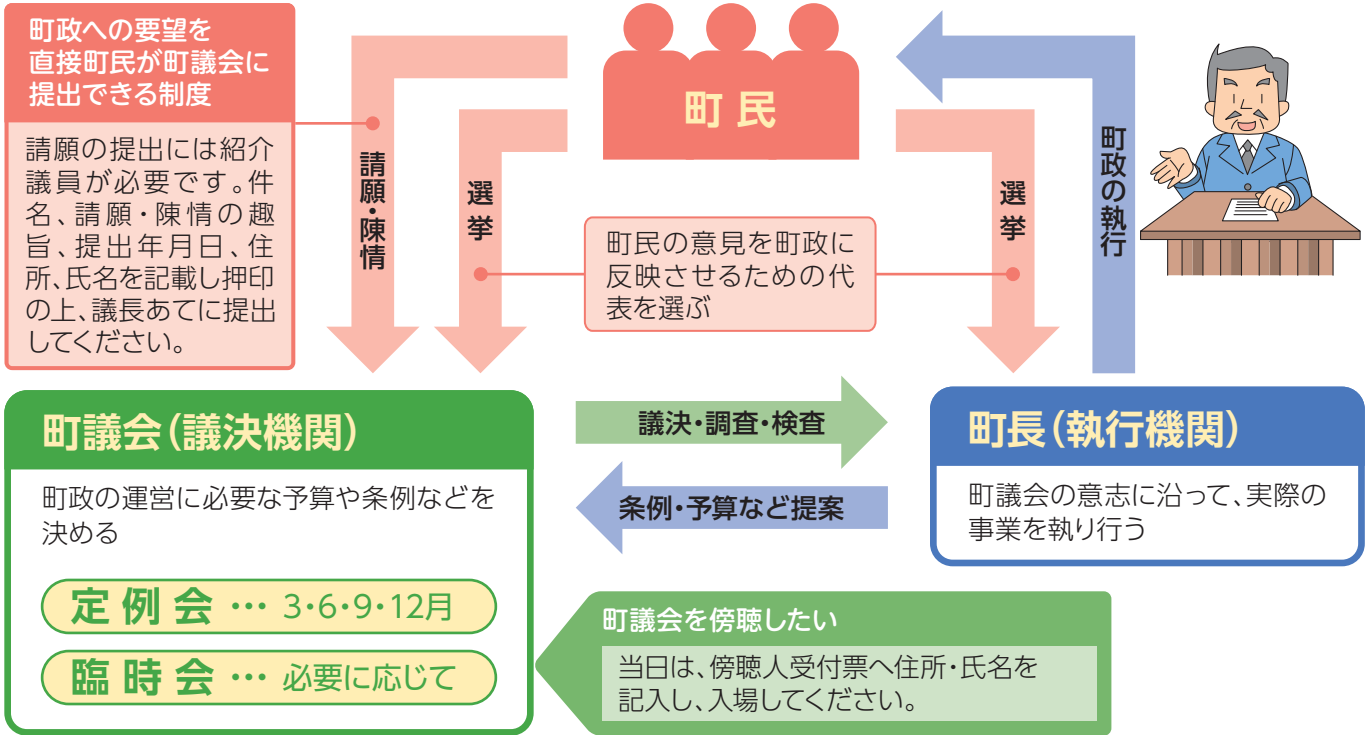


議会

## 町議会の仕組み

問 議会事務局 ☎72-3410

町議会と町長は、直接選挙によって選ばれた、私たちの代表です。町民の声を反映した、よりよいまちづくりを目指して、それぞれの役割と権限を尊重します。



## 選挙権

問 総務課 ☎72-0180

満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿に登録されている方が投票できます。

議会・選挙

選挙権を持つ対象者

選挙人名簿には、次の要件を満たしている方が登録されます。

- 満18歳以上の日本国民
- 転入の届出をした日から引き続き3か月以上、住民基本台帳に記載されていること。

登録の時期は、次のとおりです。

### 定時登録

毎年3・6・9・12月の各月の1日を基準日として、2日に登録します。

### 選挙時登録

選挙の都度、基準日及び登録日を定めて登録します。

選挙の管理・執行・種類

### ● 国政選挙

衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙

### ● 地方選挙

県知事選挙・県議会議員選挙・町長選挙・町議会議員選挙

### ● その他の選挙

農業委員会委員選挙・海区漁業調整委員会委員選挙

## こんな投票もできます

| 投票の種類 | 対象者                                 | 投票場所            | 備考                                                                          |
|-------|-------------------------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 期日前投票 | 仕事や用事で投票日に投票所に行けない方                 | 選挙人の住所地にある本庁や支所 | どこの期日前投票所でも利用できます。                                                          |
| 不在者投票 | 入院・出張・旅行・住所移転・その他やむを得ない理由で投票所に行けない方 | 他の市区町村や指定病院など   | 郵送などに時間がかかる場合がありますので、利用される場合は、選挙管理委員会事務局へお早めにお問い合わせください。                    |
| 郵便投票  | 「身体障害者手帳」「戦傷病者手帳」「介護保険被保険者証」をお持ちの方  | 自宅              | 障がいの種別や程度によって異なります。この制度を利用される場合は、「郵便投票証明書」が必要です。詳しくは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。 |

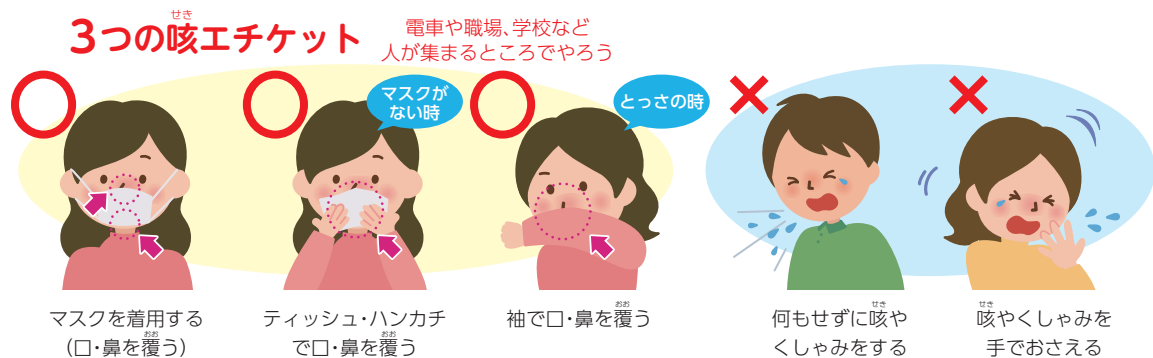




## 咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。

対面で人と人との距離が近い接触（互いに手を伸ばしたら届く距離でおよそ2mとされています）が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は、リスクが高いです。感染しやすい環境に行くことを避け、手洗い、咳エチケットを徹底しましょう。



### 正しいマスクの着用



## 編集後記

「古座川町暮らしの便利帳」は、古座川町にお住まいの皆さま方へ、町の行政情報をお届けするとともに、地域企業の発展につなげることを目的として発行いたしました。

また、町民の皆さま方に、より利便性の高い情報源としてご利用いただけるよう、官民協働事業として古座川町と株式会社サイネックスとの共同発行としました。

「古座川町暮らしの便利帳」は、地域の各団体及び事業者の皆さまのご協力により、行政機関への設置はもとより、古座川町の皆さまへ無償配付することができました。あらためて心より厚くお礼申し上げます。

■「古座川町暮らしの便利帳」に掲載の行政情報は、令和4年3月現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動等により内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報で内容・手続き等で不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

■また掲載されているスポンサー広告は、暮らしの情報としてご利用ください。広告内容については株式会社サイネックスにお尋ねください。

## 古座川町 暮らしの便利帳

2022年保存版

令和4年5月発行

発行

古座川町／株式会社サイネックス

制作

株式会社サイネックス

〒543-0001 大阪府大阪市天王寺区上本町5-3-15

TEL.06-6766-3333 (大代表)

広告販売

株式会社サイネックス 阪和支店

〒640-8331 和歌山県和歌山市美園町4丁目81番地

TEL.073-432-6308

※掲載している広告は、令和4年3月末日現在の情報です。



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

家の中にある不用品処分おまかせ下さい!!

家屋解体もできます



粗大ごみの処理については、P29をご覧ください。  
(収集運搬も出来ます)



産業廃棄物 収集運搬業 和歌山県許可 第3017114215号/和歌山市許可 第7200114215号 産業廃棄物 中間処理業 和歌山県許可 第3027114215号 一般廃棄物処理施設設置許可 和歌山県許可番号 1004号(仮称施設)1005号(仮称施設) 一般廃棄物収集運搬業 解体工事業登録番号 和歌山県知事(登-18) 第7-3号



# (有) 柏木商店

串本町高富 (串本海中公園近く)

電話 **0735-62-0835**

AM8:00からPM5:00(定休日 日曜日) 祝日も営業しています

<http://www.kashiwagi381.com/>

E-mail [info@kashiwagi381.com](mailto:info@kashiwagi381.com)